

情報銀行における仮名加工情報等の取扱いについて

令和4年3月

指針改定における方向性

- 第21回の検討会では、情報銀行における「仮名加工情報」及び「個人関連情報」の取扱可否につき、いずれについても賛成意見・反対意見両方が出された。また、各々につき、取扱いを可能とする場合も、その条件について見解が分かれた。

1. 仮名加工情報について

(1) 情報銀行における取扱いの可否 ⇒ 一定の規律のもと可能としてはどうか

- 仮名加工情報に関して、第21回検討会資料(次頁参照)に記載のとおり規律が存在する。
- 情報銀行は個人のコントローラビリティを高める仕組みであり、提供先第三者に関する規律や再提供の禁止など、コントローラビリティ向上の観点から個人情報保護法に上乘せした規律が設けられている。
- 仮名加工情報は、本人同意なく利用目的の変更が可能な制度という点に着目すれば、その使用を禁止することはコントローラビリティ向上に資する側面がないとはいえない。
- しかし、仮名加工情報は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できない情報であるところ、第三者提供が禁止され、事業者内部のみで用いられる情報であり、作成に用いた個人情報の利用目的と異なる目的で利用する際には目的の公表を要するなど、本人のコントローラビリティへの配慮がなされている。また、変更後の利用目的について、本人の利益に沿ったものかデータ倫理審査会にて審査する等により、本人の利益に沿った形での取扱いは可能であると考えられる。さらに、情報銀行はいわゆるPDSと異なり、本人から信託を受け、本人の利益のために一定の裁量をもって個人情報を利活用する主体であり、本人による完全なコントロールの実現までは予定されていない。
- 加えて、仮名加工情報の分析により情報銀行サービスの品質向上が期待でき、令和2年改正法の施行に伴い有効なユースケースがこれから見いだされていく段階でもあることからすれば、現時点で情報銀行における仮名加工情報の取扱いを全面的に禁止することは、情報銀行の発展を阻害することに繋がりがかねない。

(2) 指針の規律の内容

- 一案として、仮名加工情報として取り扱う旨を本人に明示し、共同利用を禁止し、漏えい等の場合に公表義務を課すこととし、規律の在り方につき、今後のユースケースの出現等を踏まえ継続して検討していくものとする考えられる。

- 個人起点のパーソナルデータ流通を重視する情報銀行における「仮名加工情報」及び「個人関連情報」の取扱いにつきどのように考えるべきか。取り扱う場合の規律はどのようなものが考えられるか。

1. 仮名加工情報について

(1) 情報銀行における取扱いの可否

- 仮名加工情報に関して、以下の規律が存在する。
 - 仮名加工情報の安全管理(改正法第20条)、対照表等の安全管理(改正法第35条の2第2項)
 - 第三者提供の原則禁止(改正法第35条の2第6項) ※委託、共同利用は可能
 - 識別行為の禁止(改正法第35条の2第7項)
 - 利用目的の公表(改正法第35条の2第4項) ※作成に用いた個人情報の利用目的とは異なる目的で利用する場合に要求される。なお、仮名加工情報として取り扱う旨を本人に示す必要はない。
 - 利用目的の制限(改正法第35条の2第3項) ※利用目的の変更は可能(改正法第35条の2第9項)
 - 漏えい等の報告等の義務はなし(改正法第35条の2第9項)
- 情報銀行は、仮名加工情報を作成し、当該仮名加工情報の分析から得られた知見を用いて事業を行うことが考えられるが、情報銀行においてかかる情報の取扱いを許容すべきか。情報銀行における適切なユースケースやニーズが存在するかにも注意する必要がある。

(2) (取扱いを許容する場合)指針の規律の内容

- 取扱いを許容する場合、個人情報法の規律のままとするか。あるいは、情報銀行の性質等に鑑み、規律を上乗せするか。規律を上乗せする場合には、規律の内容、規律の必要性、上乗せの根拠等について、どのように考えるか。
- 適切かつ具体的なユースケースが現れるまで、指針への記載を保留することも考えられる。

2. 個人関連情報について

(1) 情報銀行における取扱いの可否 ⇒ 一定の規律のもと可能としてはどうか

- 個人関連情報に関して、第21回検討会資料(次頁参照)に記載のとおり¹の規律が存在する。
- 情報銀行は、個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受け、これを情報銀行の保有する個人データと紐付けて利用して事業を行うことが考えられる。
- 第21回検討会では、情報銀行におけるユースケースやニーズが存在するため、利用可能としてほしいという旨の意見があった。
- 情報銀行が個人関連情報を取得する場合、通常は個人データとして取得すると思われる²が、その際、提供元を示すとの規律にはコントローラビリティ確保の観点から意味があり、そのような規律をするため、指針に個人関連情報について記載する必要がある。
- また、個人関連情報についても、令和2年改正法の施行に伴い有効なユースケースがこれから見いだされていく段階であり、現時点で取り扱えないとの規律を設けることには慎重であるべきである。

(2) 指針の規律の内容

- 一案として、個人関連情報を取り扱う旨と提供元を本人に明示することとし、規律の在り方につき、今後のユースケースの出現等を踏まえ継続して検討していくものとすることが考えられる。

※ 情報銀行が自らのウェブサイトの閲覧履歴を何らかに活用すること等、情報銀行が個人関連情報を利用すること自体は抽象的には考えられる。

2. 個人関連情報について

(1) 情報銀行における取扱いの可否

- 個人関連情報に関して、以下の規律が存在する。
 - 個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合は、原則として、当該個人関連情報に係る「本人の同意」が得られていること等を確認する必要がある(改正法第26条の2)。
 - 「本人の同意」を取得する主体は、原則として、提供先の第三者である。提供先の第三者は、本人に対して、対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得しなければならない。提供元を個別に明示する必要はないが、提供元の範囲や属性を示すことは望ましいと考えられる。
 - 「本人の同意」は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能である。
- 情報銀行は、個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて、これを情報銀行の保有する個人データと紐付けて利用して事業を行うことが考えられるが、情報銀行においてかかる情報の取扱いを許容すべきか(※)。情報銀行における適切なユースケースやニーズが存在するかにも注意する必要がある。

(※)なお、情報銀行は、個人の委任に基づき情報を取り扱う以上、(個人情報ではなく)個人関連情報を第三者提供することはない、と考えられる。

(2) (取扱いを許容する場合) 指針の規律の内容

- 取扱いを許容する場合、個情法の規律のままとするか。あるいは、情報銀行の性質等に鑑み、規律を上乗せするか。規律を上乗せする場合には、規律の内容、規律の必要性、上乗せの根拠等について、どのように考えるか。
- 適切かつ具体的なユースケースが現れるまで、指針への記載を保留することも考えられる。